

大阪府マンション施策懇話会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「大阪府マンション施策懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、マンション施策について、これまでの取組の進捗状況や、令和7年5月30日に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、マンションの管理適正化及び再生円滑化等を図るための施策の運営にあたって、専門的見地等からの意見交換等を行うことを目的とする。

(会議内容)

第3条 会議内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) これまでの取組の進捗状況や施策効果の検証に関すること
- (2) 今後の分譲マンション管理適正化に向けた施策に関すること
- (3) 今後の分譲マンション再生円滑化に向けた施策に関すること
- (4) その他分譲マンション施策に関すること

(構成員)

第4条 構成員は、マンション管理適正化及び再生等に関して専門技術的な助言ができる者及び関連する分野に携わる者（以下「有識者等」という。）とする。

(開催時期)

第5条 懇話会の設置期間は、第2条の目的を達成するまでの期間とする。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課に置く。

(運営等)

第7条 事務局は、会の招集、開催及び会議の進行等を行う。

(謝礼等)

第8条 第4条に規定する有識者等の報償費及び旅費については、大阪府附属機関条例第三条及び第四条で定める額を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の実施に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則 この要綱は令和7年10月27日から施行する。